

告示

埼玉県告示第五百五十五号

令和八年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和八年八月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
川越市	高階第六	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
川越市	高階第七	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
熊谷市	中西二	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
熊谷市	佐谷田一	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
川口市	横曽根五	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
川口市	横曽根八	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
秩父市	落合第四	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
秩父市	落合第五	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
飯能市	中山第四・原町	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
飯能市	中山第五	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
加須市	小野袋一	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
加須市	小野袋二	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで

本庄市	銀座二丁目外第四	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
本庄市	銀座三丁目外第一	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
東松山市	東松山二十	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
狭山市	狭山第六十	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
狭山市	狭山第六十一	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
深谷市	深谷第四十六	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
深谷市	深谷第四十七	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
草加市	草加市手代一	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
越谷市	越谷第七―三	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
久喜市	菖蒲九・三箇三	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
伊奈町	小室七	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
小川町	青山七	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
小川町	青山八	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
ときがわ町	西平五	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
ときがわ町	西平六	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで

横瀬町	横瀬三	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
横瀬町	横瀬四	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
皆野町	金沢一	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
長瀬町	矢那瀬一、一	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
小鹿野町	伊豆沢一	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野六	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
小鹿野町	伊豆沢一、一	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
東秩父村	奥沢二	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
神川町	阿久原十六	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで
神川町	阿久原十七	令和八年四月七日から 令和九年三月三十一日まで